

# 許 可 証

住 所 知多市にしのだ四丁目 19 番地の 13

氏 名 株式会社 三四四

代表取締役 千 賀 貴 彦

常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条第 1 項の規定により次の条件を附し、  
一般廃棄物処理業を許可する。

令和 6 年 4 月 1 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢



- 1 種 類 事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬（積替え保管を含む）  
特定家庭用機器廃棄物の収集運搬（荷卸しを含む）
- 2 許可区域 常滑市内全域
- 3 搬入先 知多南部広域環境センター  
常滑市内の(株)三四四（一般廃棄物のうち、食品廃棄物の一部）  
特定家庭用機器廃棄物の指定引取場所  
その他協議した場所
- 4 有効期間 自令和 6 年 4 月 1 日  
至令和 8 年 3 月 31 日
- 5 許可条件 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、  
常に衛生的に処理すること。  
② 収集運搬する際は、飛散しないように万全の措置を講ずること。  
③ 施設利用の際は、職員の指示に従うこと。  
④ 四半期ごとに処理業務実績報告書を提出すること。
- 6 そ の 他